

登園開始届（保護者記入）

光明幼稚園

園長 福寿 亮賢 殿

クラス _____

園児名 _____

上記園児は「病名 _____ 」と診断され、
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 「医療機関名 _____ 」において
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____ 印

----- ✂切り取り -----

◎医師の診断を受け、保護者が記入する登園開始届が必要な感染症

種類	特徴	該当する感染症	学校保健法施行規則による出席停止の期間	当園での対応
第3種	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能	原則として急性期は出席停止とする。症状の寛解により登園する場合には医師の登園許可を受けること 医師による許可証は必要としないが保護者捺印による「登園開始届」の提出が必要
		ウイルス性肝炎 A 型・E 型	肝機能正常化後は登校(園)可能	
		ウイルス性肝炎 B 型・C 型	急性期以外は登校(園)可能	
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校(園)可能	
		伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能	
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可 手洗いの励行が必要。	
		マイコプラズマ感染症	全身状態が良ければ登校(園)可能	
		サルモネラ感染症(腸チフス・パラチフスを除く)	下痢が軽減すれば登校(園)可能 手洗いの励行が必要	
		感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能 手洗いの励行が必要	
		帯状疱疹	被覆してあれば接触感染を防げるが、保育所・幼稚園では、免疫のない児が帯状疱疹患者に接触すると水痘に罹患しやすいため、感染者はすべての皮疹が痂皮化するまでは保育児と接触不可。	
		EBウイルス感染症	解熱し全身状態が回復した者は登校(園)可能	
		単純ヘルペス感染症	発熱・全身性の水疱がある場合は出席停止 口唇ヘルペス・歯肉口内炎のみである場合はマスク等をしながら登校(園)可能	
		急性細気管支炎(RSウイルス感染症等)	発熱、咳などの症状が安定し、全身状態のよい者は登校(園)可能だが、手洗いを励行する。	
		アタマジラミ	出席は可能(タオル、櫛、ブラシ等の共用は避ける)	
		伝染性軟属腫(水いぼ)	出席は可能(多発発疹者はプールでのビート板等の共用は避ける)	
伝染性膿痂疹(とびひ)	出席は可能(プール、入浴等は避ける)			
				登園時には保護者捺印による「登園開始届」の提出が必要

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するようにしてください。教職員についても同様の対応をいたします。

また、園での感染に対する強い不安がある場合においても、無理をせず自宅休養してください。

これらの場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」として扱い、欠席にはなりません。